

# 木造住宅の耐震基準の歴史

現在の耐震基準は、「新耐震設計基準」と呼ばれているもので、1978年（昭和53年）の宮城沖地震後、耐震設計法が抜本的に見直され、1981年（昭和56年）に大改正されたものです。この新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかつたとされており、その耐震基準はおおむね妥当であると考えられています。

## ■ 1981年（昭和56年）建築基準法施行令大改正 新耐震設計基準

1978年（昭和53年）の宮城沖地震（マグニチュード 7.4）後、耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正されたもの。

《地震力に対しての必要壁倍率の改正、軸組みの種類と壁倍率の改正など》

## ■ 1995年（平成7年）建築基準法改正

《接合金物等の推奨、土台の締結方法、筋かい及び構造耐力上主要な部分である継ぎ手又は仕口の緊結方法、防蟻処理など》

## ■ 1995年（平成7年）建物の耐震改修に関する法律制定 耐震改修促進法

1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災（マグニチュード 7.2）の教訓を活かし、その年の12月に耐震改修促進法が施行され、1981年（昭和56年）以前の建物には耐震診断が義務づけられた。

## ■ 2000年（平成12年）建築基準法改正

1. 地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化される。
2. 構造材とその場所に応じて、継ぎ手・仕口の仕様を特定。
3. 耐力壁の配置にバランス計算が必要となる。

## ■ 2001年（平成13年）品確法性能表示制度

構造において耐震等級が盛り込まれる。

### 編集後記

「ちょっとした不具合のつもりが、調べてみたら耐震不足だった」こんなとき、調査する私たちもとてもつらい気持ちになります。軽い症状なのに、診察してみたら重い病気だったときでも、お医者さんは真実を告げるはずです。私たちも、調査・診断結果は公正で、かつ真実であるべきだと考えています。先日も、つらい結果を報告しなければならない仕事がありました。変だなあ、何かおかしいなあ、と感じていた依頼人から、本当の原因がわかってむしろ安心と、言っていただきました。表面だけ直しても、耐震不足から生じているのであれば、補修の繰り返しです。根本から直すことで初めて安心できると言っていただきました。

住宅を造るという仕事には、人様の財産と命をあずかる、責任の重い仕事であるという、真摯な心構えと厳しい自覚がもっともっと欲しいものだと、最近、つくづく思います。



山形県知事認可法人◎利害関係のない第三者機関による公正な診断

企業組合 ハウスドクターやまがた

本社 〒990-2483 山形市上町3-8-80-105 TEL 023-647-6527 FAX 023-647-6528

フリーダイヤル ☎ 0120-91-6527

ホームページ <http://www.house-doctor.jp> メールアドレス [yama@house-doctor.jp](mailto:yama@house-doctor.jp)